

調剤ベースアップ評価料について

当薬局では、以下に掲げる施設基準を満たし、該当の評価料を算定いたします。

- *調剤基本料の届出を行っている保険薬局であること
- *対象職員が勤務していること
- *対象職員の賃金改善を実施するための体制が整備されていること

当薬局では、職員の賃金改善に取り組み、より質の高い調剤サービスを提供できる環境づくりに努めています。